

富士市ごみ処理基本計画 2015-2024

【前期実施計画】

平成 27 年 4 月

富士市

目次

第1章 基本的事項	1
1. 富士市ごみ処理基本計画と前期実施計画との関係について	1
2. 基本理念	2
3. 基本方針	2
4. 計画期間	3
5. 計画課題	3
6. ごみ処理基本計画の施策の体系	4
7. ごみ減量目標値	6
(1) 富士市の目標	6
(2) 国・県の目標と本市の役割	9
第2章 ごみ処理の現状	10
1. ごみ排出量の状況	10
2. 一般廃棄物総量	12
3. ごみの性状	14
(1) 3成分と低位発熱量の推移	14
(2) 種類組成の推移	15
4. 資源化量	16
5. ごみ収集の状況	18
第3章 実施計画	19
1. 市の取組予定	19
(1) 3Rの啓発及び学習の推進	19
(2) 家庭系ごみの減量と資源化	20
(3) 事業系ごみの減量と資源化	21
(4) 不法投棄対策	22
(5) 収集運搬業者の許可	23
(6) ニーズ・時勢に合った収集運搬体制の整備	23
(7) 新たな処理方法や資源化の研究	24
(8) 中間処理施設における適正処理と再資源化	24
(9) 最終処分量の削減と適正処理	25
(10) 市民参画による計画の推進と進行管理	26
第4章 計画の進行管理	27
1. 進行管理方法	27
2. 進行管理体制	28
3. 情報公開	28
附表 年度別実施計画	29

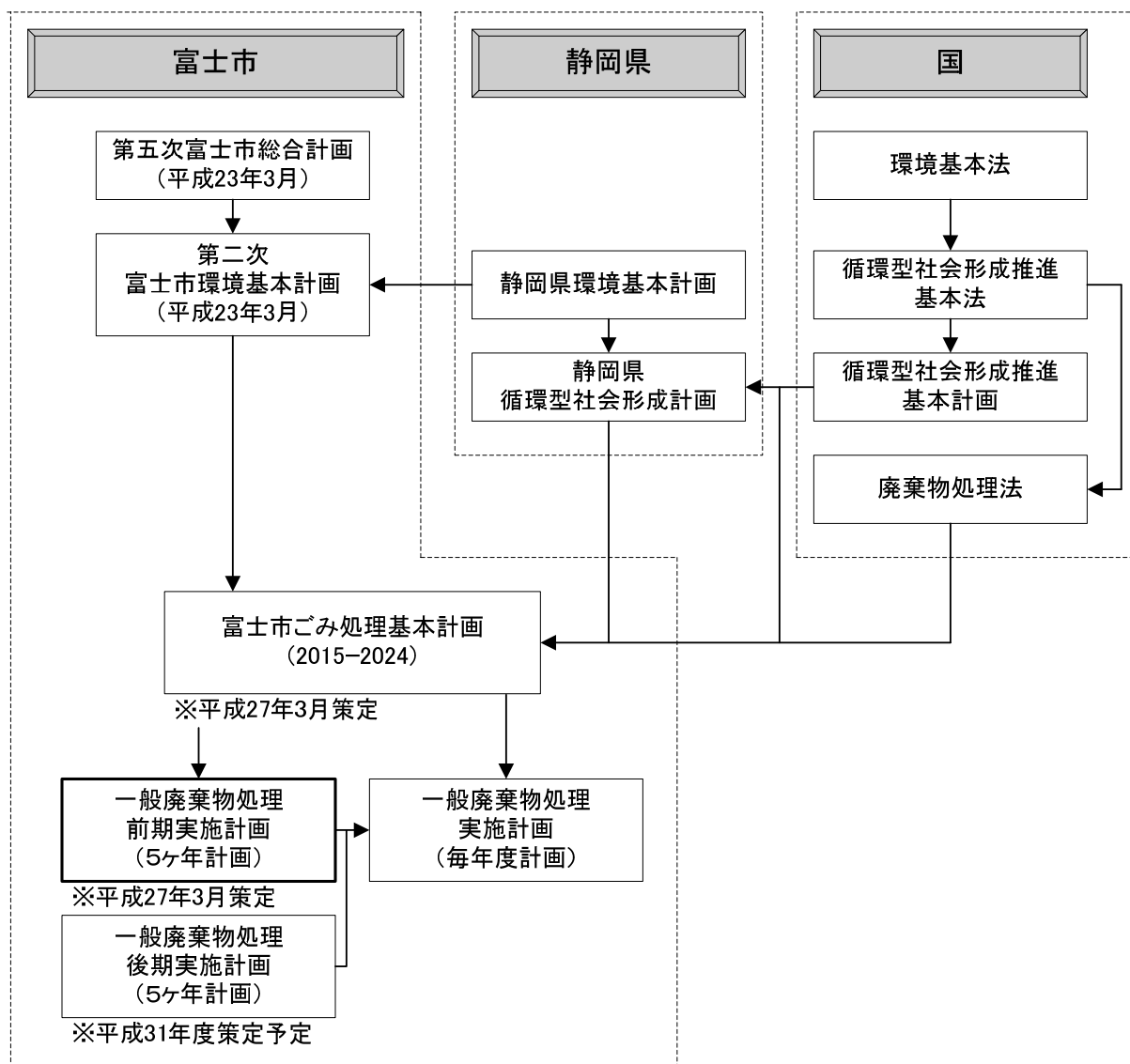
第1章 基本的事項

1. 富士市ごみ処理基本計画と前期実施計画との関係について

この前期実施計画（以降「本計画」という。）は、市の計画体系の基本となる第五次富士市総合計画を最上位計画としており、それらの施策のうち、ごみ処理に関する分野に関する長期計画（10ヶ年）となっている富士市ごみ処理基本計画（2015-2024）（以降「基本計画」という。）の前期計画（5ヶ年）となる。

また、本計画は国の環境基本法や循環型社会形成推進基本法等、静岡県のごみ処理基本計画と関連する計画でもある。

ごみ処理に関する計画は以下に示すような関係性をもって計画されるものである。



注) 太枠の部分が本計画に該当する。

各種法律・計画と本計画との関係

2. 基本理念

本市は、平成 25 年 6 月に世界遺産登録された富士山の麓にあり、より一層世界からの注目を集めるまちとなった。

雄大な富士山のもとで、市民・企業・行政の連携と協働により、自然環境の保全と産業の振興を両立させながら、安全で快適なまちづくりを進め、だれもが永く住み続けたいと思う魅力に満ちた都市を構築しなければならない。

本計画は、第五次富士市総合計画のめざす都市像「富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ」を実現するため、基本理念を「資源を有効に活用するごみのないまち」とする。

これは、市民、企業、行政が協働し、排出抑制、再使用、再生利用を徹底することで可能な限りごみをゼロに近づけていくまちをイメージするものとして基本計画にて設定したものである。

■基本理念

資源を有効に活用するごみのないまち

3. 基本方針

富士市ごみ処理基本計画の基本方針は以下の通りとする。本計画はこれに従うものとする。

1	長期的でグローバルな視野による計画づくり 長期的な視点と、グローバルな視野に立ち望ましいごみ処理の姿を明確にしている。
2	循環型社会における効果的な資源化体制の構築 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会に転換した時代における、より望ましい資源化体制の構築を行っていく。 より徹底した省エネルギー社会を目指し、効率的な処理体制を目指す。
3	3Rの推進 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の優先順位の原則を守り、ごみ処理のあり方を考えていく。
4	ごみ量最小化への取組の推進 環境負荷が少なくかつ適正な処理を行うとともに、効率の良い方法による埋立処分量の最小化を行っていく。

4. 計画期間

一般にごみ処理基本計画は、10～15年間の計画期間とされているが、本市の基本計画については、廃棄物を取り巻く状況変化に対応しやすくするため、10ヶ年計画（平成27年度～平成36年度）と比較的短期間としている。このうち本計画は、10ヶ年計画のうち前半5ヶ年を担う計画となっており、計画期間は以下のとおりである。

	ごみ処理基本計画	前期実施計画
計画基準年次	平成26年度	平成26年度
計画目標年次	平成36年度	平成31年度
計画期間	平成27年度～平成36年度	平成27年度～平成31年度

	年 度										
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
ごみ処理基本計画	計画策定	⇨	⇨	⇨	⇨	見直し	⇨	⇨	⇨	⇨	次期計画策定
実施計画	前期計画実施策定	⇨	⇨	⇨	⇨	⇨	(後期実施計画対象期間)				

※網掛け部分が本計画の該当部分

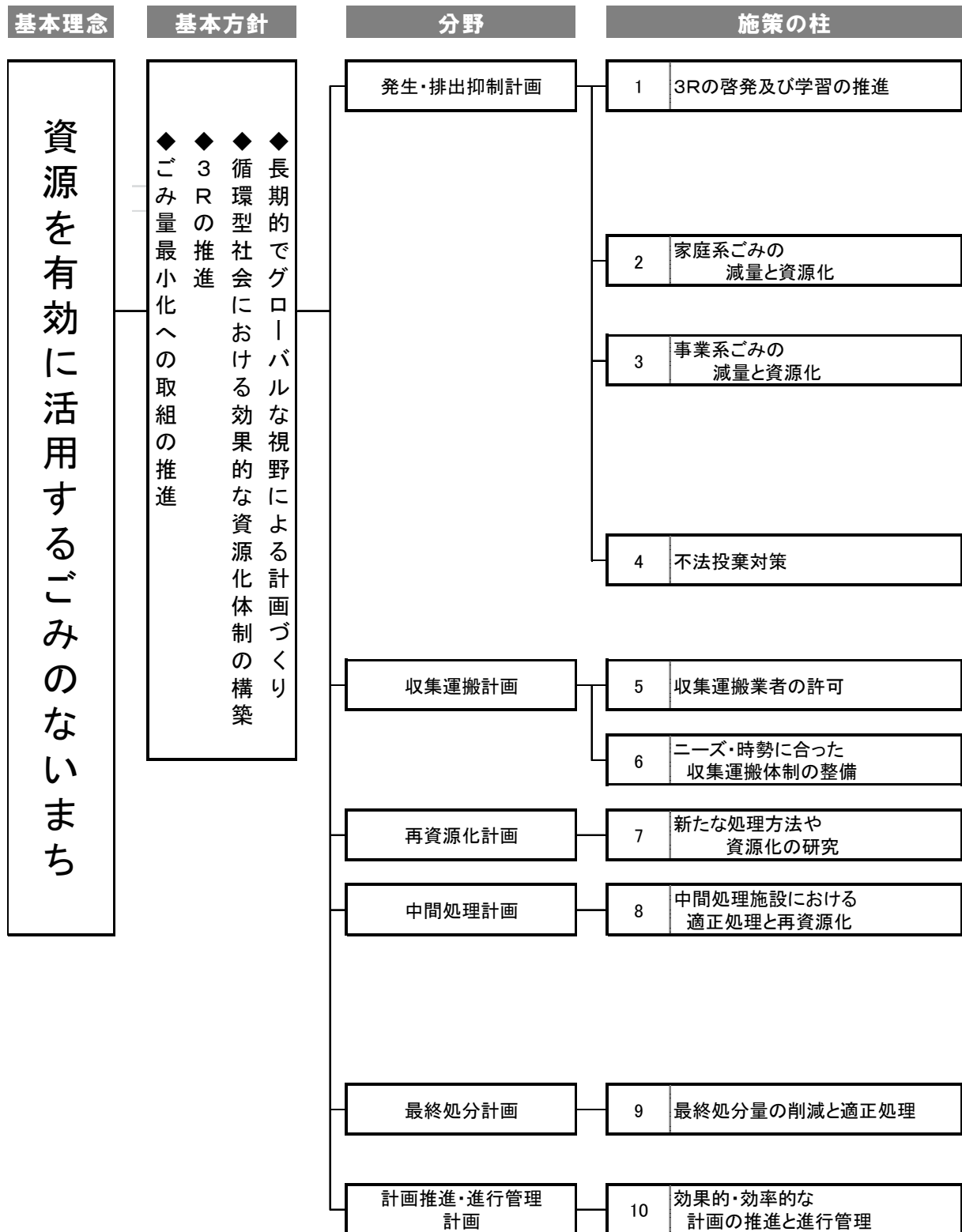
5. 計画課題

ごみ処理についての当面の課題は以下の通りとなっている。これらの課題を解決または状況改善するため施策を実行していくものとする。

- ①ごみ減量の推進（一般廃棄物総量、焼却処理量）
- ②資源化の推進
- ③事業系減量化対策（処理料金の見直し、分別指導徹底等検討）
- ④不法投棄対策・ポイ捨て等への環境美化対策
- ⑤ごみ減量意識の向上、分別の徹底
- ⑥市民・事業者の取組支援

6. ごみ処理基本計画の施策の体系

本市のごみ処理における施策の体系は以下のようになっている。



基本理念、基本方針及び施策の柱

施策の柱		施策の詳細
1	3Rの啓発及び学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域を軸とした減量啓発・指導 ② さまざまなメディア・ツールの活用 ③ 教育機関との連携 ④ 市民団体との連携・活動支援 ⑤ 各種団体、他の行政機関との連携 ⑥ 各種イベントによる啓発 ⑦ 啓発・学習拠点の整備と運営方法の検討・実施
2	家庭系ごみの減量と資源化	<ul style="list-style-type: none"> ① 資源物の分別徹底 ② 生ごみの減量と自家処理の推進 ③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備 ④ ごみ処理有料化の検討
3	事業系ごみの減量と資源化	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定袋の導入 ② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導 ③ 焼却施設での搬入検査強化 ④ 生ごみ資源化の推進 ⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施 ⑥ 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設 ⑦ スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施 ⑧ 事業系ごみ処理料金の見直し
4	不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 不法投棄監視の強化 ② 関係機関や隣接市町との連携強化 ③ 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進 ④ 不法投棄廃棄物の処理
5	収集運搬業者の許可	<ul style="list-style-type: none"> ① 収集運搬業のあり方 ② 収集運搬業の新規許可の方向性
6	ニーズ・時勢に合った収集運搬体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 効率的な収集運搬体制の検討・整備 ② 超高齢社会に対応した収集体制の検討
7	新たな処理方法や資源化の研究	<ul style="list-style-type: none"> ① 新たな処理方法や資源化の研究
8	中間処理施設における適正処理と再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境負荷を抑えた処理施設の運転 ② 新たな中間処理施設の整備・運転 ③ 剪定枝資源化の継続実施 ④ 災害廃棄物の処理 ⑤ 他の自治体との連携 ⑥ 適正処理困難物の取扱 ⑦ 中間処理業に関する許可
9	最終処分量の削減と適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ① 焼却灰の資源化の検討・実施 ② 富士環境保全公社への処理委託 ③ 次期最終処分場の検討・整備
10	効果的・効率的な計画の推進と進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物減量化等推進審議会による進行管理 ② 市民が参画する計画推進 ③ 条例・規則・要綱等の見直しと整備 ④ 計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討

施策の柱と施策の詳細

7. ごみ減量目標値

(1) 富士市の目標

ごみの減量の指標及び目標値については、基本計画に従い以下のとおりとする。

目標の指標	
目標指標 1：家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量 [g/人日] (資源物除く)	家庭系ごみ量 ÷ 人口 ÷ 365 (366) 日
目標指標 2：資源化率 [%]	資源化量 ÷ (家庭系ごみ量 + 事業系ごみ量)
目標指標 3：1 人 1 日当たり焼却量 [g/人日]	(家庭系可燃ごみ量 + 事業系可燃ごみ量) ÷ 人口 ÷ 365 (366) 日
目標指標 4：事業系ごみ量 [t/年] (資源物除く)	

※焼却灰の資源化量、し尿汚泥・下水汚泥、罹災物は目標値計算から除く

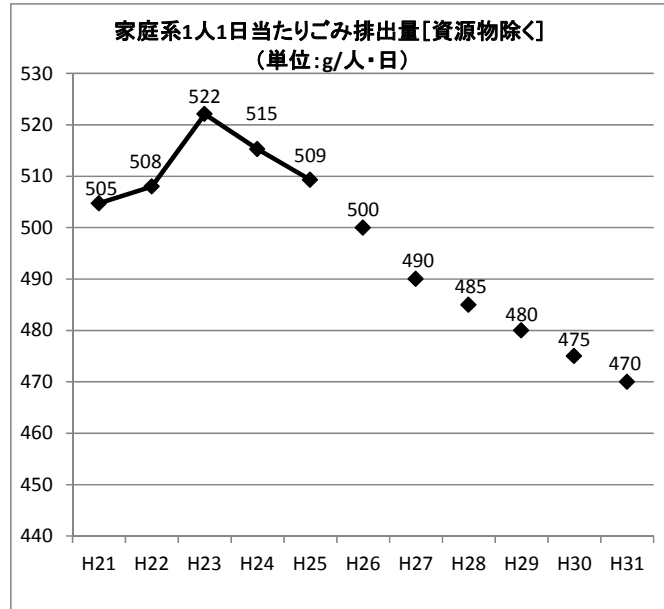
年度		実績値	目標値
		平成 25 年度 【2013】	平成 31 年度 【2019】
想定人口	人	258,241	251,960
家庭系ごみ 1 人 1 日当たり 排出量 (資源物除く)	g/人日	509	470
資源化率	%	12.3	18.0
1 人 1 日当たり焼却量 (家庭系 + 事業系)	g/人日	713	640
事業系ごみ量 (剪定枝除く)	t/年	21,046	16,800

※平成 31 年度の想定人口は平成 32 年 4 月 1 日の予測値を年度末の人口としている。

※焼却灰の資源化量、し尿汚泥・下水汚泥、罹災物は目標値計算から除く。

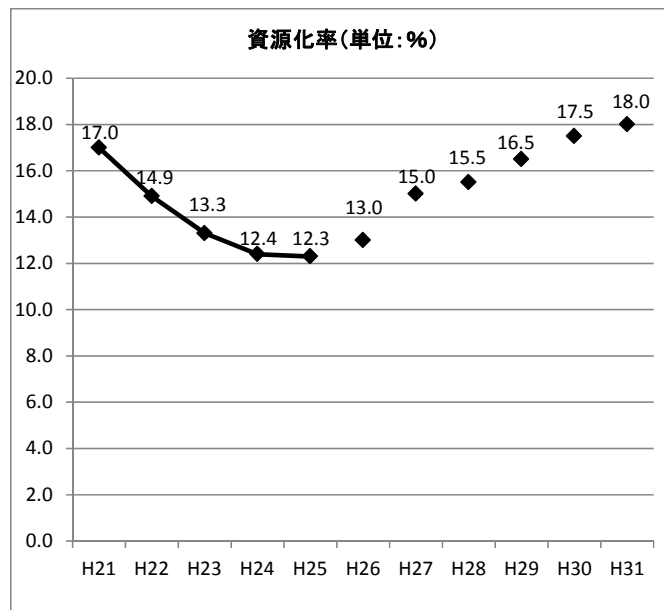
【目標指標1】：家庭系ごみ1人1日当たり排出量（資源物除く）

家庭から出るごみについては、平成24年度及び平成25年度は減少しているが、5年間で見ると、微増している状況である。そのため、「その他の紙の指定袋収集と対象物拡大」、「布類のステーション回収」その他の施策により、470g/日まで減量することを目標とする。



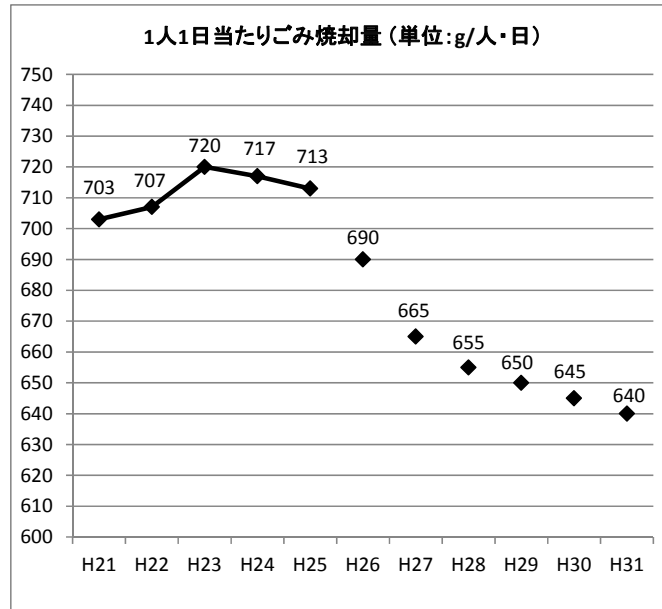
【目標指標2】：資源化率

ごみ量全体に対する「資源物として回収したごみ」や「ごみの中から資源回収した量」の比率である資源化率については、近年、紙ごみの民間回収ルートへの流出が大きく、近年、減少の一途をたどってきた。このため、「その他の紙の指定袋収集と対象物拡大」、「衣類・布類のステーション回収」その他の施策により、平成31年度までに18%まで増加させることを目標とする。



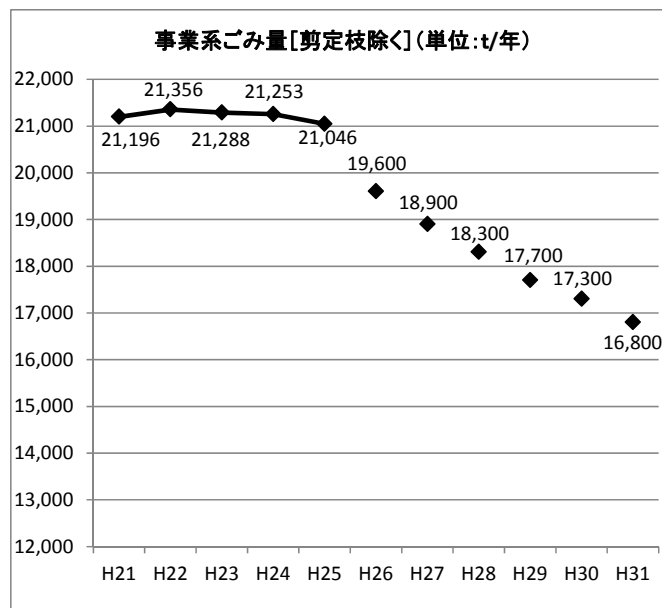
【目標指標3】：1人1日当たり焼却量 [g/人日]

1人1日当たり焼却量については、平成24年度及び平成25年度は減少しているが、5年間で見ると、微増している状況である。そのため、「その他の紙の指定袋収集と対象物拡大」、「衣類・布類のステーション回収」、「事業系ごみ搬入検査強化及び指定袋導入」その他の施策により、平成31年度までに640g/日まで減量することを目標とする。



【目標指標4】：事業系ごみ量 (資源物除く)

事業系ごみ量については、平成22年度以降は減少しているが、5年間で見ると、微減の状況である。事業系ごみについては、平成20年度以前から減量がなかなか進まない状況であったことから、「事業系ごみ搬入検査強化及び指定袋導入」その他の施策により、平成31年度までに16,800t/年まで大幅に減量することを目標とする。



(2) 国・県の目標と本市の役割

①国の目標

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月環境省告示第34号)について、平成22年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であるとして、以下のように目標を設定している。

減量指標	目標(平成27年度)
1人1日当たりの排出量	平成19年度比5%減
再生利用率	25%
最終処分量	平成19年度比22%減

②静岡県の目標

静岡県では、平成23年3月策定のふじのくに廃棄物減量化計画(第2次静岡県循環型社会形成計画)において、平成20年度比で「1人1日当たりの排出量」と「最終処分量」を減量指標として挙げており、以下の通りの目標値を設定している。

減量指標	平成20年度実績	平成27年度(目標)
1人1日当たりの排出量 (単位:g/人日)	1,049	944 (平成20年度比10%減)
最終処分量 (単位:千t/年)	131	102 (平成20年度比22%減)

③国や県の目標値から考える本市の役割

国や県の目標値である「1人1日当たりの排出量」は、静岡県の目標値で10%削減(7年間)と大きく、最終処分量は目標までの年数が異なるものの同じ22%削減を目標にしている。再生利用率は、国が25%としているが、県では設定していない。

これらから本市の状況を考えると、1人1日当たりの排出量は既に835g/人日(汚泥除く)と県の目標値を大きく下回っており、特に問題はない。しかし、国では最終処分量の22%削減を設定する前提として、焼却灰のセメント原料化など、ごみ減量だけでなく、焼却灰のリサイクルを導入することを施策としてたてている。

そのため、市としても国や県と歩調を合わせる立場から考えると焼却灰のリサイクル実施は重要な課題と考えられる。計画中的新環境クリーンセンターでは、焼却灰の資源化を実施する予定としている。

第2章 ごみ処理の現状

1. ごみ排出量の状況

直近5年間のごみ排出量の実績を下表に示す。計画収集量（家庭ごみ）、直接搬入量（持込ごみ）ともに減少しているが、埋立ごみ、資源物、汚泥（し尿、下水）の減少が主たる理由となっている。

特に、資源物（古紙類）が民間回収ルート of 拡大により平成21年度比で約4,000tの大幅減となっている。

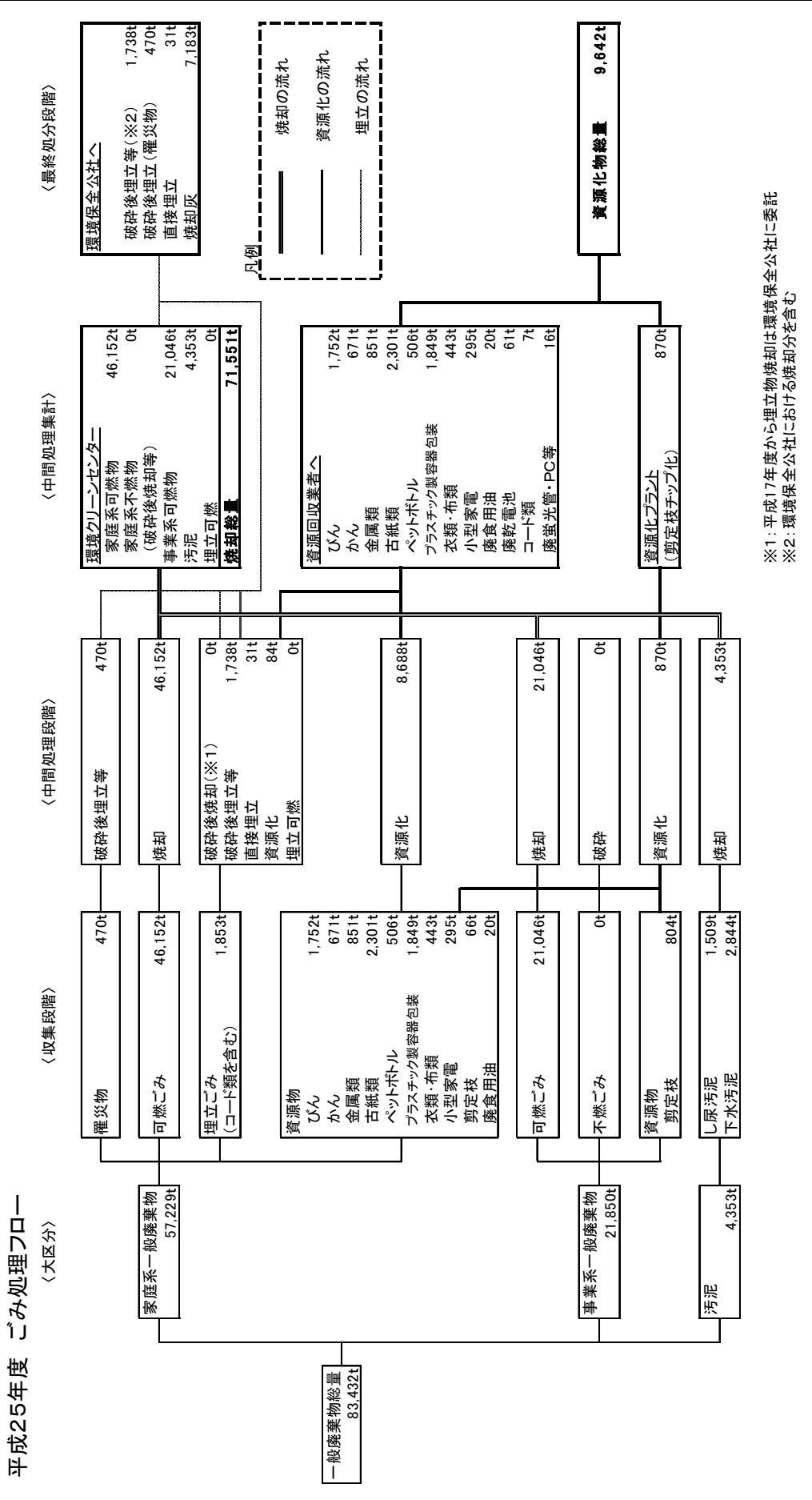
ごみ排出量の実績

項目	単位	年度				
		H21	H22	H23	H24	H25
行政区域内人口	人	261,573	261,335	260,559	259,339	258,241
計画収集(家庭ごみ)	t/年	61,607	59,897	59,543	58,099	57,229
可燃ごみ	t/年	45,942	46,130	47,199	46,625	46,152
埋立ごみ	t/年	2,247	2,326	2,456	2,151	1,853
罹災物	t/年	419	406	239	297	470
資源物	t/年	12,999	11,035	9,649	9,026	8,754
びん	t/年	1,889	1,875	1,847	1,814	1,752
かん	t/年	815	777	718	690	671
金属類	t/年	1,118	1,029	1,074	936	851
古紙類	t/年	6,240	4,609	3,408	2,677	2,301
ペットボトル	t/年	620	601	547	529	506
プラスチック製容器包装	t/年	2,199	2,015	1,916	1,857	1,849
ウエス	t/年	17	20	29		
衣類・布類	t/年				405	443
白色トレイ	t/年	2	1	1		
剪定枝	t/年	91	99	96	65	66
廃食用油	t/年	8	9	13	18	20
小型家電	t/年				35	295
直接搬入(持込ごみ)	t/年	27,865	27,827	27,801	27,019	26,203
可燃ごみ	t/年	26,774	26,687	26,707	26,195	25,399
許可業者	t/年	21,196	21,356	21,288	21,253	21,046
し尿汚泥	t/年	1,926	1,906	1,838	1,745	1,509
下水汚泥	t/年	3,652	3,425	3,581	3,197	2,844
資源物	t/年	1,091	1,140	1,094	824	804
剪定枝	t/年	1,091	1,140	1,094	824	804
合計	t/年	89,472	87,724	87,344	85,118	83,432

※人口は各年度末（3月31日）の数値。

例：平成21年度の人口は平成22年3月31日時点の数値。

※平成24年度から白色トレイはプラスチック製容器包装として収集している。

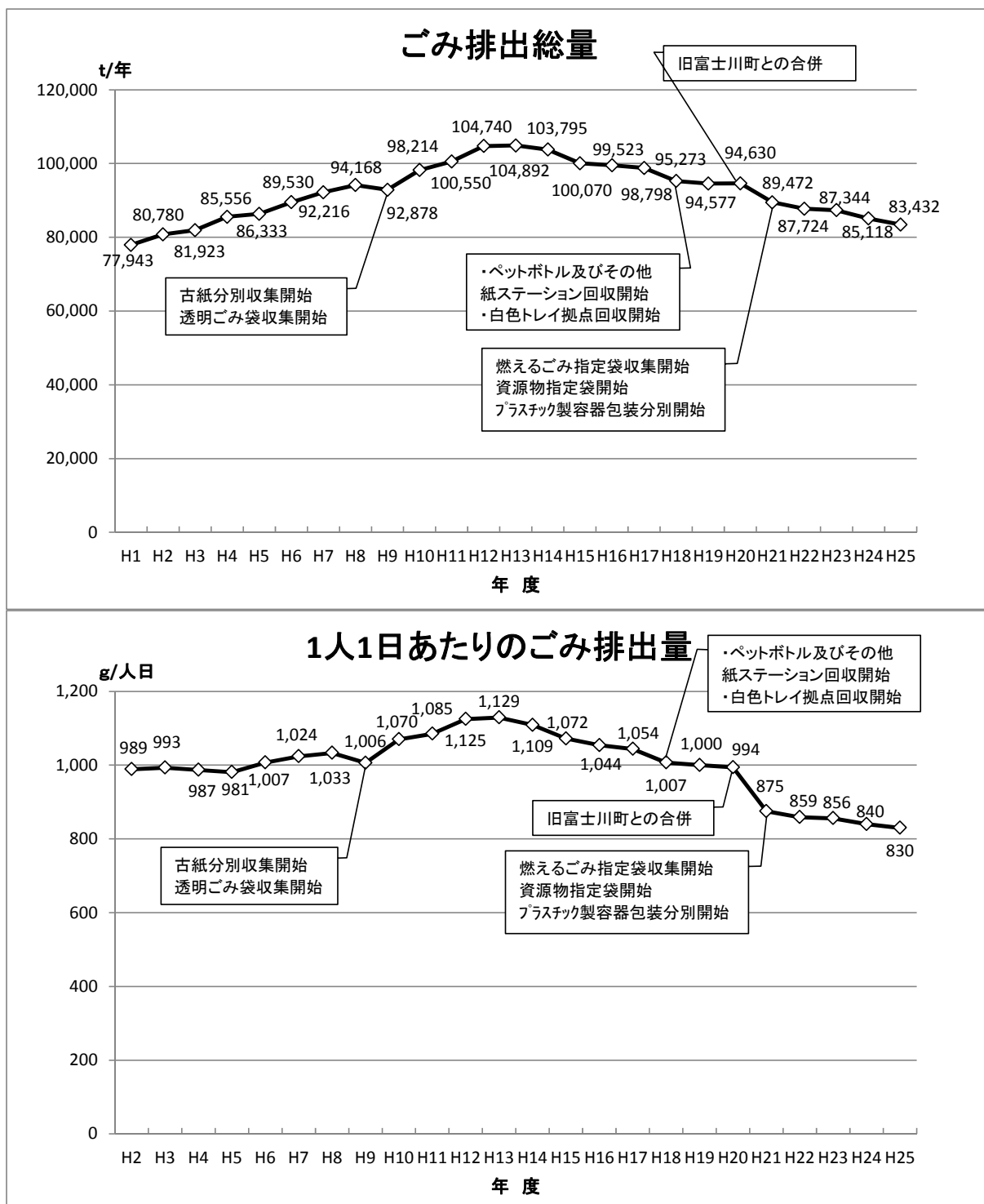


※1: 平成17年度から埋立物焼却は環境保全公社に委託
 ※2: 環境保全公社における焼却分を含む

富士市の一般廃棄物処理体系図 (平成25年度実績)

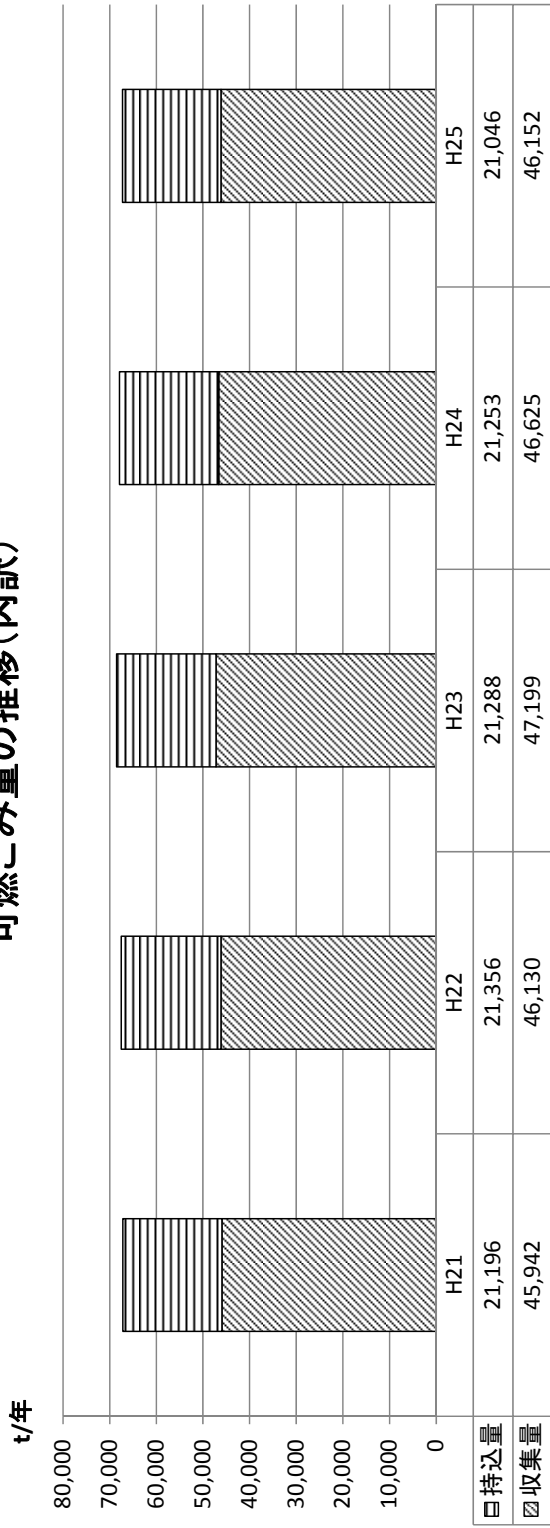
2. 一般廃棄物総量

市の「ごみ排出総量」は平成13年度以降、旧富士川町との合併時を除いて減少傾向が続いている。平成22年度より人口は減少してはいるが「1人1日あたりのごみ排出量」（資源物含む）で見てもごみの減量は順調に進んできている。



※1人1日あたりのごみ排出量のグラフは資源物を含む。

可燃ごみ量の推移(内訳)



- ◆ 小型家電の集積所での収集開始
- ◆ 高品位小型家電専用ボックスを公共施設6か所に設置
- ◆ 環境クリーンセンターにおけるパソコン無料引き取り開始
- ◆ 新環境クリーンセンター建設事業環境影響評価書策定
- ◆ 事業系ごみの減量と適正排出を考える懇話会開催
- ◆ 第7期富士市分別収集計画策定
- ◆ ぶじのくにタンポールコンポスト研究会設立
- ◆ 富士市オリジナルごみ分別アプリ「きみもごみ減らし隊」リリース
- ◆ 小型家電のステーション回収を開始

- ◆ 小型家電の拠点回収開始
- ◆ 環境フェアでの啓発活動実施
- ◆ 新環境クリーンセンター施設整備基本計画策定
- ◆ 事業系ごみの減量と適正排出を考える懇話会設置 開催
- ◆ 衣類等拠点回収事業(品目や拠点数の拡大)
- ◆ 販売開始
- ◆ 富士市オリジナルタンポールコンポスト「だっこす食ん太くんNEO」

- (事業系ごみに対する環境クリーンセンターでの搬入検査の強化)
- ◆ 富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正
- ◆ 無料モーター講習
- ◆ 富士市オリジナルタンポールコンポスト「だっこす食ん太くんNEO」

- ◆ 無料モーター講習
- ◆ 富士市オリジナルタンポールコンポスト「だっこす食ん太くんNEO」
- ◆ 小学校を拠点とした廃食用油回収事業開始
- ◆ タンポールコンポストモーター事業開始
- ◆ 手動式生ごみ処理機器を補助金の対象に追加

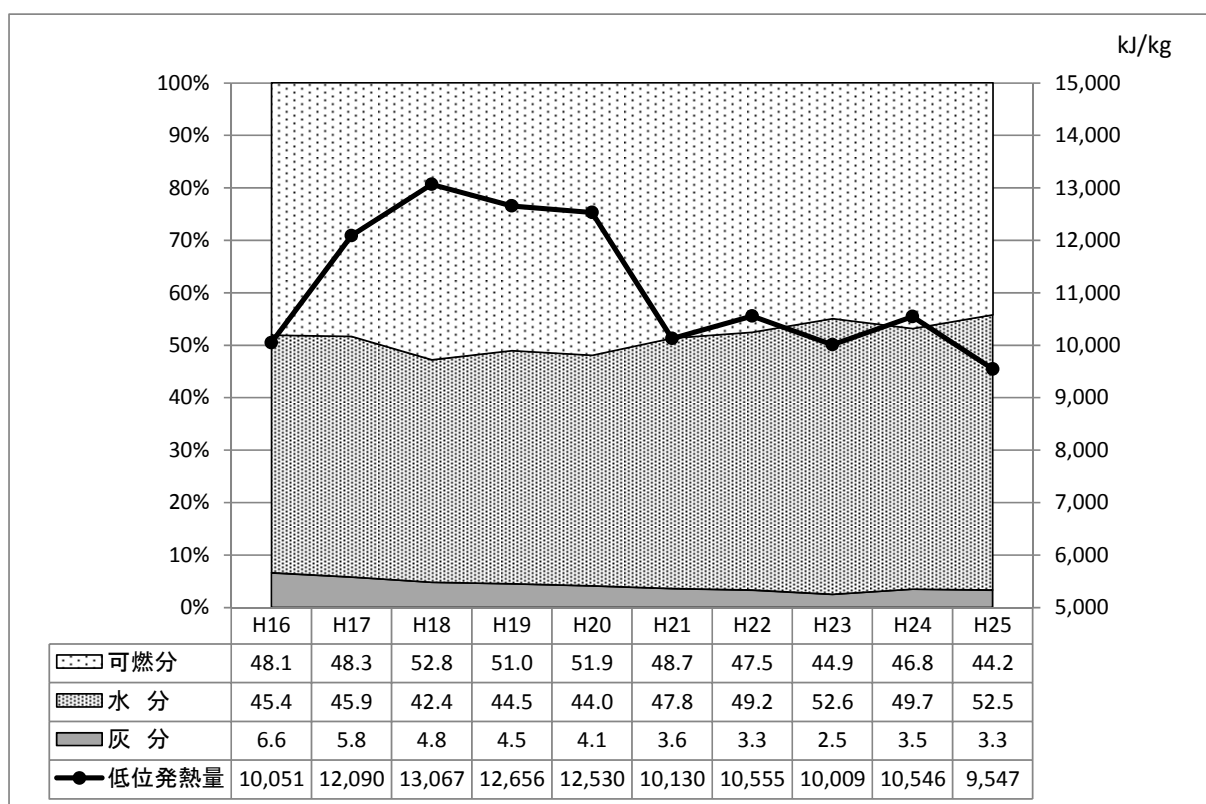
- ◆ プラスチック緩衝器包分別開始
- ◆ 資源物指定袋開始
- ◆ 燃えるごみ指定袋収集開始
- ◆ 市内の一部店舗で自主協定によるレジ袋の無料配布中止

3. ごみの性状

平成 16 年度～平成 25 年度の富士市環境クリーンセンターに搬入された可燃ごみのごみ質調査結果の各年度平均値をまとめた。

(1) 3 成分と低位発熱量の推移

三成分及び低位発熱量の推移は次図のとおりで、全体的に見ると可燃分と灰分が減少傾向なのに対して、水分が増加してきている。低位発熱量は平成 21 年度に大きく減少しているが、これは、プラスチック製容器包装の分別収集を全市域で実施したことが原因と考えられる。

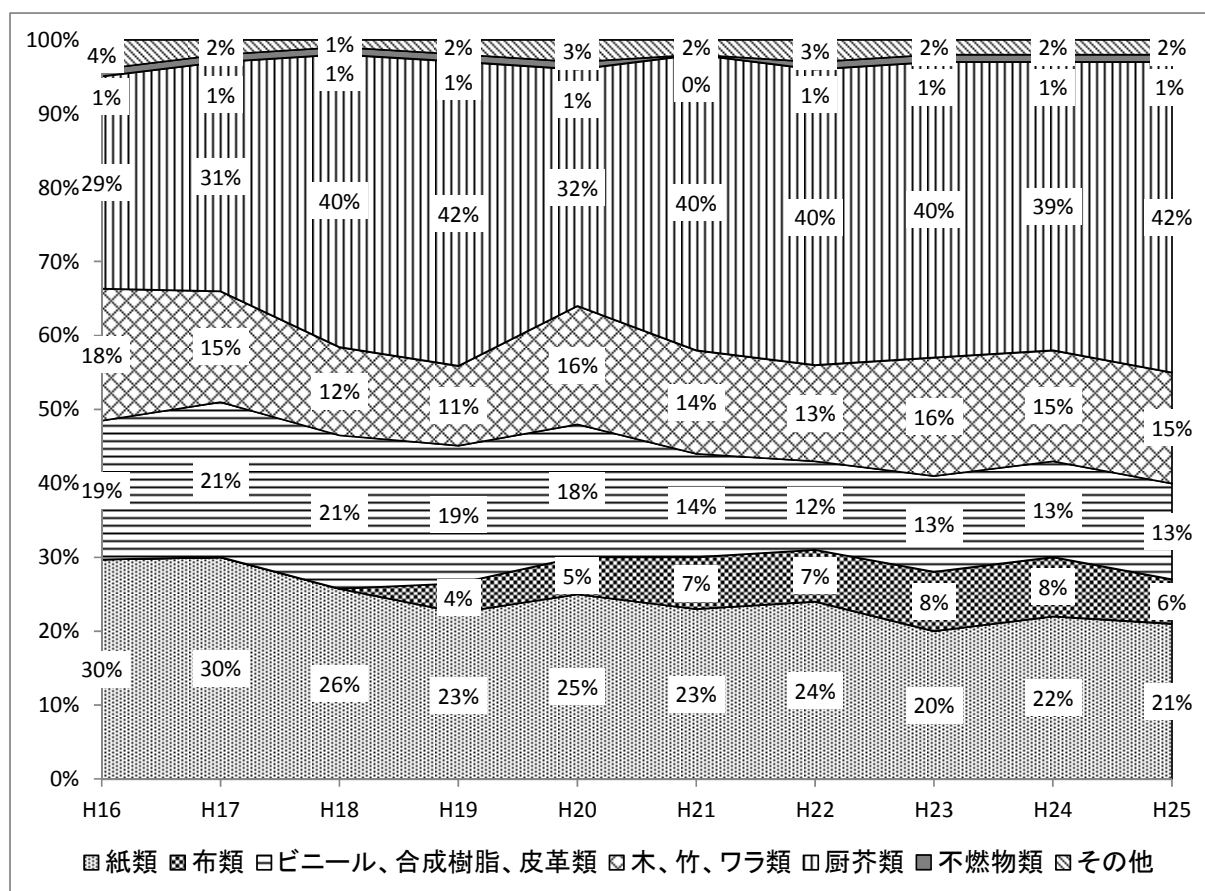


注) 低位発熱量とは：水分が水蒸気のまま（気体）で場合の発熱量で、実際に利用できる熱量にあたり新発熱量ともいわれている。焼却炉でごみを燃焼させた時の熱量。

三成分及び低位発熱量の推移

(2) 種類組成の推移

湿基準による種類組成の推移は次図のとおりで、ここ最近の傾向を見ると、「厨芥類」、「紙類」、「木、竹、わら類」が多くを占め、それぞれ、おおよそ40%、20%、15%となっている。また、平成16年度と平成25年度を比較すると、厨芥類が増加していることが特徴となっており、「ビニール、合成樹脂、皮革類」が平成21年度以降に減少しているが、これは、プラスチック製容器包装の分別収集を全市域で実施したことが原因と考えられる。



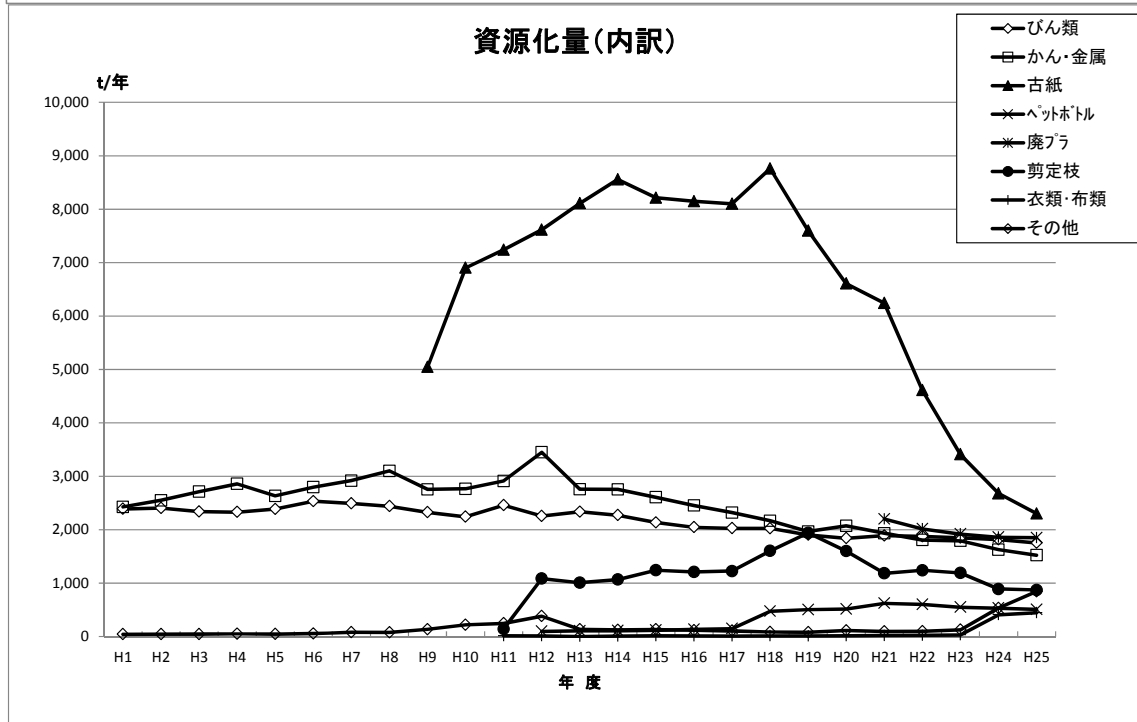
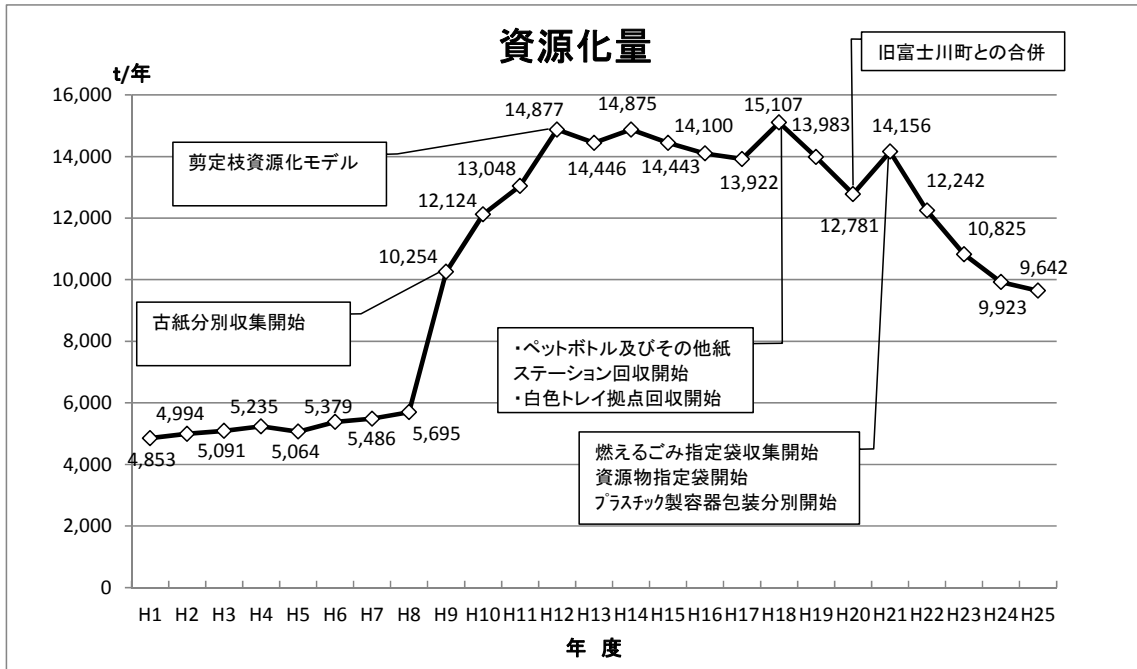
注1) 湿基準とは：ごみの組成を分析する際の乾燥処置を行う前の状態での数値のことをいう。実際の収集直後のごみの状態。

注2) グラフ中の数値(%)は、端数処理により合計値が100%とならない場合がある。

種類組成(湿基準)の推移

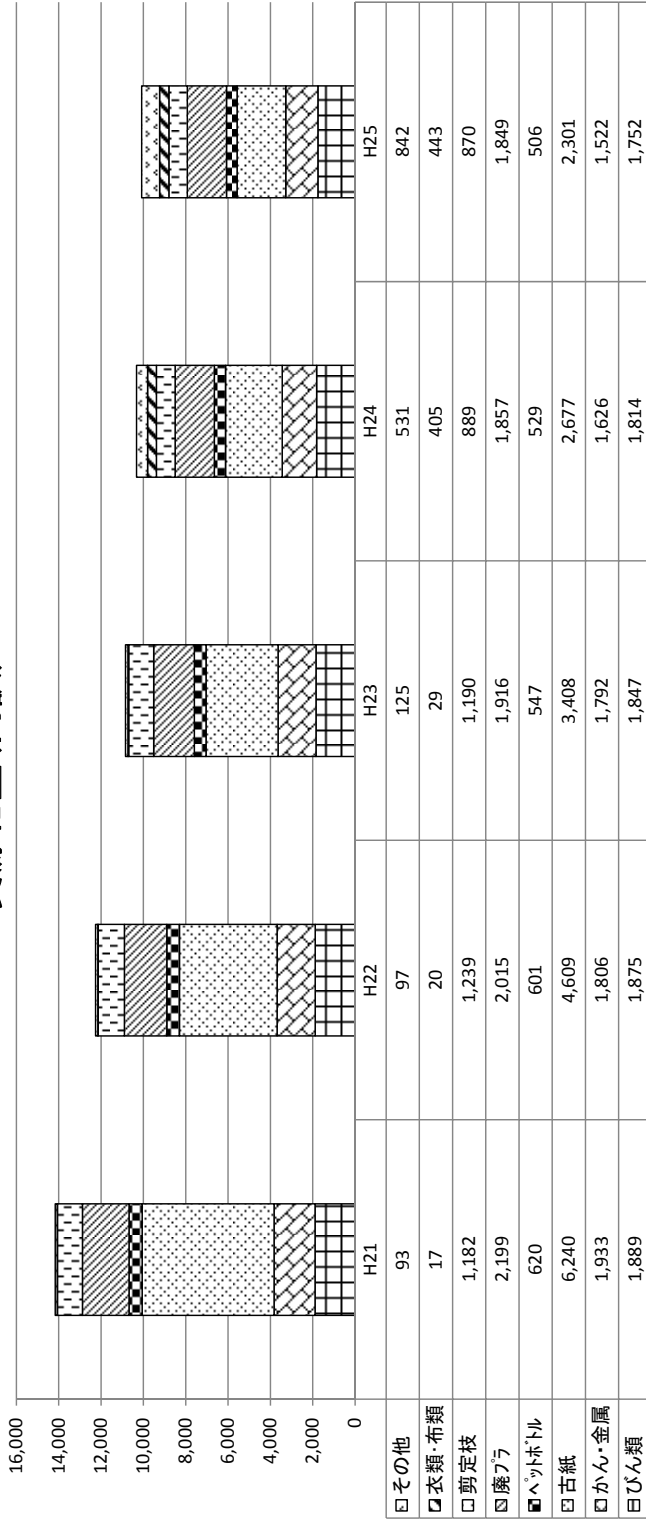
4. 資源化量

資源化量は、平成9年度以降の古紙分別収集開始により平成12年度までは堅調に増加していたが、古紙収集量増加の鈍化、「びん類」及び「かん・金属」収集量の減少に伴い、平成13年度から平成17年度までは概ね減少傾向となった。その後、平成18年度の「ペットボトル及びその他の紙のステーション回収」や平成21年度の「プラスチック製容器包装の分別回収」などの資源回収施策により、一旦は増加に転じたものの古紙回収量の減少やその他の資源物の伸び悩みがあり、近年は資源化量の減少傾向となっている。



資源化量(内訳)

t/年



- ◆ 小型家電の集積所での収集開始
- ◆ 高品位小型家電専用ボックスを公共施設6か所に設置
- ◆ 環境クリーンセンターにおけるPETコン無料引き取り開始
- ◆ 新環境クリーンセンター建設事業環境影響評価書策定
- ◆ 事業系ごみの減量と適正排出を考える懇話会開催
- ◆ 第7期富士市分別収集計画策定
- ◆ ふじのくにタンポールコンポスト研究会設立
- ◆ 富士市オリジナルごみ分別アプリ「きみも」を減らし隊」リリース
- ◆ 小型家電のステーション回収を開始

- ◆ 小型家電の拠点回収開始
- ◆ 環境モニターでの啓発活動実施
- ◆ 新環境クリーンセンター施設整備基本計画策定
- ◆ 事業系ごみの減量と適正排出を考える懇話会設置・開催
- ◆ 衣類等拠点回収事業(品目や拠点数の拡大) 販着開始
- ◆ 富士市オリジナルタンポールコンポスト「だっくす食ん太くん」を

- (事業系ごみに対する環境クリーンセンターでの搬入検査の強化)
- ◆ 富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正
- ◆ 無料モニター募集
- ◆ 富士市オリジナルタンポールコンポスト「だっくす食ん太くん」を

- ◆ 無料モニター募集
- ◆ 富士市オリジナルタンポールコンポスト「だっくす食ん太くん」を
- ◆ 小学校を拠点とした廃食用油回収事業開始
- ◆ タンポールコンポストモニター事業開始
- ◆ 手動式生ごみ処理機器を補助金の対象に追加

- ◆ フジスマートプラントを後期実施計画策定
- ◆ プラスチック製容器包分別開始
- ◆ 資源物指定袋開始
- ◆ 燃えるごみ指定袋収集開始
- ◆ 市内の一部店舗で自主協定によるレジ袋の無料配布中止

5. ごみ収集の状況

市内から排出される一般廃棄物を収集する方法には、家庭ごみを市の責任において収集するもの（計画収集）と事業系一般廃棄物を対象として許可業者が収集を行ったり、一時多量ごみや引っ越しごみを環境クリーンセンターへ持ち込んだりするもの（直接搬入）がある。

それぞれのごみには、その区分に応じて収集場所、排出形態、収集頻度などが決められている。

ごみ収集区分

ごみの区分		収集場所	排出形態	収集又は排出頻度	
計画収集	可燃ごみ	ステーション	指定袋 (半透明黄色)	週2回	
	資源物	剪定枝	ステーション (事前申込必要)	麻紐・縄括り	週1回
		プラスチック製容器包装	ステーション	指定袋(透明)	週1回
		びん類	ステーション	コンテナ	月1回
		ペットボトル	ステーション	ネット	月1回
			拠点	回収ボックス	随時
		かん	ステーション	指定袋(透明)	月1回
		金属類	ステーション	そのまま	月1回
		古紙類	ステーション	紙紐括り	月2回
		衣類・布類	拠点	袋	随時
	廃食用油	拠点	密閉容器	随時	
	埋立ごみ（粗大、埋立物、蛍光灯、乾電池）	ステーション	集積所への排出	月1回	
	小型家電製品	ステーション	そのまま	月1回	
拠点		回収ボックス	随時		
直接搬入	可燃ごみ	環境クリーンセンター	車両積込	—	
	剪定枝	環境クリーンセンター	車両積込	—	
	埋立ごみ	環境クリーンセンター	車両積込	—	
	パソコン	環境クリーンセンター	車両積込	—	

第3章 実施計画

1. 市の取組予定

本市の今後の取組について、その内容と時期について以下のとおりとする。原則として、基本計画に定めたスケジュールに従うものとするが、時期が不確定のものについては、適宜実施として取り扱うものとする。

(1) 3Rの啓発及び学習の推進

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		H27	H28	H29	H30	H31
3 学 R の 啓 発 及 び 学 習 の 推 進	① 地域を軸とした減量啓発・指導	→	→	→	→	→
	② さまざまなメディア・ツールの活用	→	→	→	→	→
	③ 教育機関との連携	→	→	→	→	→
	④ 市民団体との連携・活動支援	→	→	→	→	→
	⑤ 各種団体、他の行政機関との連携	→	→	→	→	→
	⑥ 各種イベントによる啓発	→	→	→	→	→
	⑦ 啓発・学習拠点の整備と運営方法の検討・実施	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -

※スケジュールに未確定な要素があるものについては破線で示す。

実施施策	実施時期
① 地域を軸とした減量啓発・指導 地域を軸としたごみ減量推進体制を整え、地域ぐるみでごみ減量に取り組むことができる環境を整備する。	長期継続事業 (H27～H31)
② さまざまなメディア・ツールの活用 さまざまなメディアや時代に合ったツールを活用し、ごみ減量の啓発やごみ処理施策の広報を行う。	同上
③ 教育機関との連携 小学校・中学校等の教育機関と連携をとり、ごみ減量に関する出前講座などを開催し、ごみや環境に対する意識の醸成を図る。	同上
④ 市民団体との連携・活動支援 環境啓発などを行う市民団体と連携をとり、効果的な啓発や学習活動を実施するとともに、活動を支援する。	同上
⑤ 各種団体、他の行政機関との連携 事業所の団体や他の自治体と連携した効果的な啓発・学習事業を実施する。	同上
⑥ 各種イベントによる啓発 各種イベントへの出展などを継続的に実施し、効果的なごみ減量啓発を実施する。	同上

実施施策	実施時期
⑦ 啓発・学習拠点の整備と効果的・効率的な運営方法の検討・実施 啓発・学習活動を常時実施できる拠点を整備し、効果的・効率的な運営方法を検討・実施する。	新環境クリーンセンターの計画進捗状況に合わせて実施（適宜実施）

（２）家庭系ごみの減量と資源化

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		H27	H28	H29	H30	H31
減家庭と系資源み化の	① 資源物の分別徹底					→
	② 生ごみの減量と自家処理の推進					→
	③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備	-	-	-	-	→
	④ ごみ処理有料化の検討	-	-	-	-	→

※スケジュールに未確定な要素があるものについては破線で示す。

実施施策	実施時期
① 資源物の分別徹底 【古紙】 再生不適物として可燃ごみにしている感熱紙やシール、アルミ加工紙などをその他の紙として収集することにより、可燃ごみの減量を図る。また、指定袋による排出を可能とし、分別の徹底を図る。 【衣類・布類】 拠点回収を実施している衣類・布類について、指定袋による月1回のステーション回収を並行して実施し、収集量増加と可燃ごみへの混入率低下を図る。また、布団類を回収対象に加える。 【プラスチック製容器包装】 住民説明会や各種啓発メディアを通じて分別徹底を呼びかける。	平成27年度 開始
② 生ごみの減量と自家処理の推進 生ごみの水切りやエコクッキングの推進などによる生ごみの減量、ダンボールコンポストや生ごみ処理機器などによる生ごみの自家処理推進などにより、可燃ごみの4割を占める生ごみの減量と資源化を図る。	長期継続事業 (H27～H31)
③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備 不用品リユース・リサイクル拠点について検討・整備し、家具などの耐久消費財の再利用を促進してごみ減量を図るとともに、市民の「もったいない」意識を醸成する。	新環境クリーンセンターの計画進捗状況に合わせて実施（適宜実施）

実施施策	実施時期
④ ごみ処理有料化の検討 可燃ごみ減量施策の成果を注視し、ごみ減量効果が十分でないときは、ごみ処理有料化を検討・実施する。	平成 27 年度以降 に状況に応じて 判断

(3) 事業系ごみの減量と資源化

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		H27	H28	H29	H30	H31
減 事 業 と 系 ご み の 資 源 化 の	① 指定袋の導入	→				
	② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導	→				
	③ 焼却施設での搬入検査強化	→				
	④ 生ごみ資源化の推進	→				
	⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施	→				
	⑥ 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設	→				
	⑦ スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施	→				
	⑧ 事業系ごみ処理料金の見直し				- - -	→

※スケジュールに未確定な要素があるものについては破線で示す。

実施施策	実施時期
① 指定袋の導入 排出事業所の責任明確化と分別徹底、他自治体のごみの搬入防止を図るため、指定袋を導入する。	平成 27 年度 開始
② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導 許可業者が搬入するごみの中には再生可能な紙類や廃プラスチック（産業廃棄物）が混入しているため、分別の徹底を啓発・指導する。	平成 27 年度 開始
③ 焼却施設への搬入検査強化 許可業者がルールを守り適正にごみを搬入しているかを厳正にチェックするため、搬入検査体制を強化する。	平成 27 年度 開始
④ 生ごみ資源化の推進 スーパーや飲食店など生ごみが多量に排出される事業所に対し、大型生ごみ処理機の導入を促進する。また、民間事業者による生ごみ資源化施設の活用など、事業系生ごみのリサイクルルートの研究を行う。	長期継続事業 (H27～H31)
⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施 事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱に基づき、対象事業所への訪問指導等を実施し、ごみ減量を図る。	同上

(7) 新たな処理方法や資源化の研究

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		H27	H28	H29	H30	H31
資源化	① 新たな処理方法や資源化の研究	—————▶				

実施施策	実施時期
① 新たな処理方法や資源化の研究 技術の進展や新たな需要の発生により可能となるごみの資源化を研究し、費用対効果を考慮しながら実施を検討する。	平成 27 年度 開始

(8) 中間処理施設における適正処理と再資源化

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		H27	H28	H29	H30	H31
中間 処理	① 環境負荷を抑えた処理施設の運転	—————▶				
	② 新たな中間処理施設の整備・運転	- - - - -▶				
	③ 剪定枝資源化の継続実施	—————▶				
	④ 災害廃棄物の処理	—————▶				
	⑤ 他の自治体との連携	—————▶				
	⑥ 適正処理困難物の取扱	—————▶				
	⑦ 中間処理業に関する許可	—————▶				

※スケジュールに未確定な要素があるものについては破線で示す。

実施施策	実施時期
① 環境負荷を抑えた処理施設の運転 現施設は竣工から 28 年が経過しているが、規制値をクリアした適正な運転管理を行う。	平成 27 年度以降 新施設竣工まで
② 新たな中間処理施設の整備・運転 循環型社会の形成に資するよう、廃棄物の適正処理と再資源化のための新中間処理施設を「新環境クリーンセンター施設整備基本計画（平成 25 年 1 月策定）」の基本理念に基づき整備・運転する。	適宜実施
③ 剪定枝資源化の継続実施 平成 12 年からモデル事業として実施している剪定枝の資源化については、可燃ごみの減量や資源化促進のため、新施設でも継続して実施する。	長期継続事業 (H27～H31)

実施施策	実施時期
④ 災害廃棄物の処理 台風、洪水、地震等災害時のごみ処理について必要な処理体制、処理方法などの検討を行う。	平成 27 年度 開始
⑤ 他の自治体との連携 資源の循環利用、大規模災害時の対応など、本市だけでは解決できない問題については、近隣市町のほか、国及び県とも連携して取組を検討する。	平成 27 年度 開始
⑥ 適正処理困難物の取扱 国の指定する適正処理困難物、各種リサイクル法に従い処理を行うもの、各業界の自主回収品、及び本市処理施設では処理が困難な物については受け入れない。	長期継続事業 (H27～H31)
⑦ 中間処理業に関する許可 一般廃棄物の中間処分量に関する許可については、一般廃棄物の発生量が現在の処理施設の処理能力を上回る見込みがないことから、新たな許可は行わないものとする。ただし、循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が再利用・再生利用されることが確実であると本市が認める場合については、必要に応じて検討する。	平成 27 年度 開始

(9) 最終処分量の削減と適正処理

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		H27	H28	H29	H30	H31
処 最 分 終	① 焼却灰の資源化の検討・実施	---	---	---	---	→
	② 富士環境保全公社への処理委託	→	→	→	→	→
	③ 次期最終処分場の検討・整備	→	→	→	→	→

※スケジュールに未確定な要素があるものについては破線で示す。

実施施策	実施時期
① 焼却灰の資源化の検討・実施 最終処分量を抑えるため、焼却灰の資源化（セメント原料化、焼成処理による路盤材化等）を検討・実施する。	適宜実施
② 富士環境保全公社への処理委託 最終処分が必要な廃棄物は、(株)富士環境保全公社への処理委託を継続し適正に処分する。	長期継続事業 (H27～H31)

実施施策	実施時期
③ 次期最終処分場の検討・整備 次期最終処分場は（株）富士環境保全公社が整備する。整備に当たっては、（株）富士環境保全公社と市及び関係者が協議・検討する。	長期継続事業 (H27～H31)

(10) 市民参画による計画の推進と進行管理

【基本計画におけるスケジュール】

	施策の詳細	年度				
		H27	H28	H29	H30	H31
進 計 行 画 管 推 進	① 廃棄物減量化等推進審議会による進行管理					→
	② 市民が参画する計画推進					→
	③ 条例・規則・要綱等の見直しと整備					→
	④ 計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討					→

実施施策	実施時期
① 廃棄物減量化等推進審議会による進行管理 学識経験者や各種団体の代表、市民公募委員などで構成する廃棄物減量化等推進審議会によるチェックを行う。	長期継続事業 (H27～H31)
② 市民が参画する計画推進 計画を推進する具体的施策の実施に当たり、世論調査や懇話会の実施など、市民参画を実現する。	同上
③ 条例・規則・要綱等の見直しと整備 計画を推進するに当たり、必要な例規の見直しや整備を行う。	適宜
④ 計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討 効果的・効率的な計画推進を実施できる組織体制を検討する。	平成 27 年度 開始

第4章 計画の進行管理

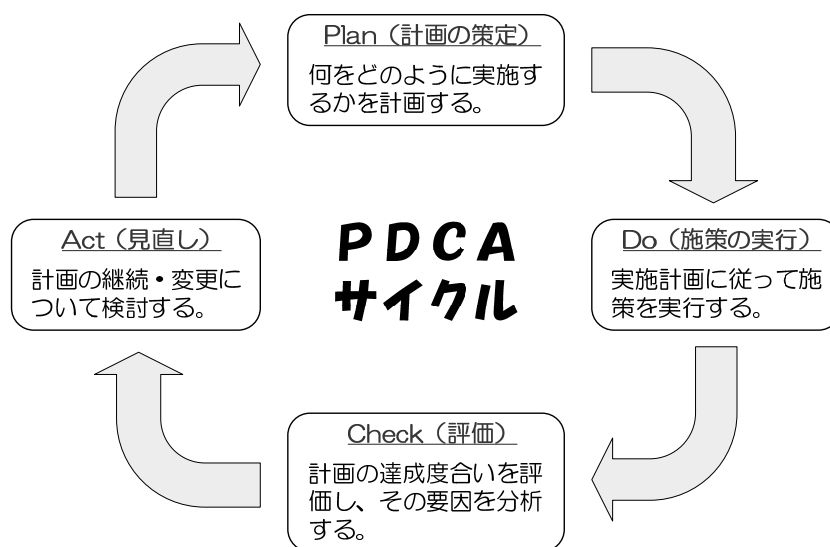
1. 進行管理方法

本計画の進行管理については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにて見直しを行っていく。

本計画については、2015年度から2019年度まで実行しつつ、最終年度の2019年度に実施内容の評価を行い、同年度末までに見直しして後期実施計画の策定を行うものとする。

計画の進行管理内容

項目	内容
Plan（計画の策定）	ごみの減量や収集・処理・処分など計画を策定する。また、「目標」や「施策や方針」などを広く市民や事業者にも周知する。
Do（実行）	市民・事業者との連携を図りながらの施策を実行する。
Check（評価）	市がごみ処理システムの改善・進捗に関する評価を行い、5年ごとに評価を行う。
Act（見直し）	5年後に実施計画を見直すものとする。 計画期間が完了した年には、計画の改定を行う。

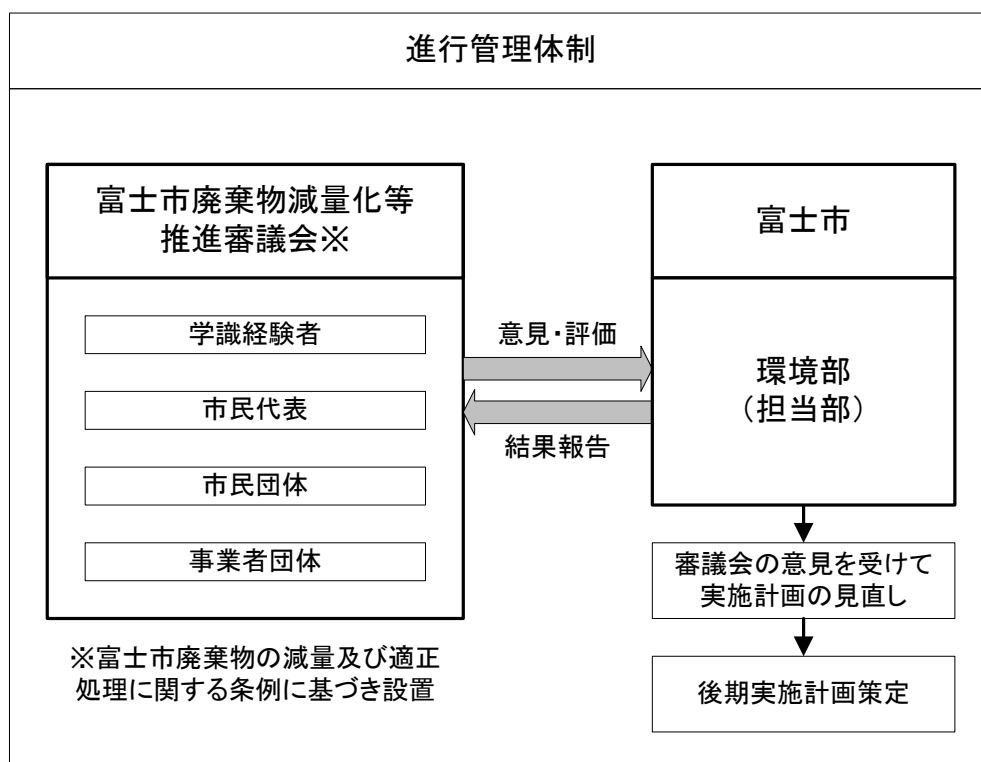


PDCAサイクルのイメージ

2. 進行管理体制

本計画については、今後5年間の取組実施に対して、評価を行っていくが、その体制については富士市廃棄物減量化等推進審議会（以下、「審議会」という。）を活用するものとする。

また、学識経験者や市民代表、市民団体や事業者団体など幅広い見識を有する委員で構成し、多様な立場から評価できる体制を整える。この審議会の意見や評価を踏まえて、次の5ヶ年計画となる後期実施計画の策定を行っていく。



3. 情報公開

計画及び施策の実施結果、審議会の意見・評価結果については、市の広報やホームページ等を活用して情報公開を行っていくものとする。

付表 年度別実施計画

1 3Rの啓発及び学習の推進

	H27	H28	H29	H30	H31
① 地域を軸とした減量啓発・指導	地域でのごみ減量説明会の実施	→	→	→	→
	「ごみ減量推進員」設置に向けた関係機関との協議、実施内容の検討	→	「ごみ減量推進員」制度開始	→	→
② さまざまなメディア・ツールの活用	スマホ向けごみ分別アプリ、ウェブサイト、ごみ情報誌「ごみへらしタイムズ」など既存のメディアを活用した啓発の実施	→	→	→	→
	新たな啓発メディアの検討				
	各課で作成する印刷物等へのごみ減量PRの掲載の検討				
③ 教育機関との連携	だっくす食ん太くん・ぼかしを活用した体験型環境学習の実施	→	→	→	→
	ごみ減量・ポイ捨て禁止ポスター展の実施				
	中学校・高校・大学それぞれに向けた学習プログラム及び実施方法の検討				
④ 市民団体との連携・活動支援	市民団体と連携した生ごみ堆肥化や3R推進講座の実施	→	→	→	→
	3Rの啓発・推進を行う団体に対する補助金の交付				
	市民団体との協働による家庭ごみ組成調査の実施				
⑤ 各種団体、他の行政機関との連携	保健所と連携した事業系ごみ適正処理の啓発の実施	→	→	→	→
	県や周辺自治体と連携したごみ減量キャンペーンの実施				
	各種事業者団体と連携したごみ減量・適正排出の啓発の実施				
⑥ 各種イベントによる啓発	環境フェア、その他市が主催するイベント、地域イベントなどでの啓発の実施	→	→	→	→
⑦ 啓発・学習拠点の整備と運営方法の検討・実施	新環境クリーンセンターの建設と合わせた施設の内容、実施主体、プログラム等の検討	→	→	→	→

2 家庭系ごみの減量と資源化

	H27	H28	H29	H30	H31
① 資源物の分別徹底	<p>その他の紙回収対象物の拡大と指定袋導入</p> <p>衣類・布類・ふとん等のステーション回収と指定袋導入</p> <p>プラスチック製容器包装の分別推進</p> <p>住民説明会の実施</p> <p>実施状況の検証と改善の検討</p> <p>可燃ごみ組成調査実施地区の選定と実施</p>	→	→	→	→
② 生ごみの減量と自家処理の推進	<p>ごみ情報誌や地区説明会で水切りの徹底、生ごみの自家処理などの啓発の実施</p> <p>エコクッキング推進施策の検討</p> <p>ダンボールコンポスト実演販売の実施</p> <p>ごみ情報誌等での優良事例の紹介</p>	→	→	→	→
③ 不用品リユース・リサイクル拠点の検討・整備	<p>新環境クリーンセンターの建設と合わせた施設の内容、実施主体等の検討</p> <p>フリーマーケットや不用品交換会などの情報収集と提供</p>	→	→	→	→
④ ごみ処理有料化の検討	<p>可燃ごみ量の推移検証</p>	<p>可燃ごみ量の検証</p> <p>可燃ごみ組成調査実施</p>	<p>有料化実施の判断 (有料化すると判断した場合)</p> <p>有料化にかかる意見聴取</p> <p>有料化制度設計</p>	<p>(有料化すると判断した場合)</p> <p>有料化実施の準備・周知</p>	<p>(有料化すると判断した場合)</p> <p>有料化実施</p>

3 事業系ごみの減量と資源化

	H27	H28	H29	H30	H31
① 指定袋の導入	他市の事例研究 関係団体との意見調整	指定袋導入準備 と周知	指定袋の導入		
② 紙類・廃プラスチック類の分別徹底の啓発・指導	多量排出事業者を中心とした訪問指導の実施 搬入検査と連動した排出事業所の指導 業界団体等での分別講習会の実施	→	→	→	→
③ 焼却施設での搬入検査強化	高頻度での搬入検査の実施 コンベア式ごみ検査機の導入検討	→	→	→	→
④ 生ごみ資源化の推進	大型生ごみ処理機補助金の活用啓発 生ごみ資源化処理ルートの研究	→	→	→	→
⑤ 指導要綱に基づく減量指導の実施	年次計画書のデータベース化 データを活用した事業所訪問指導 対象事業所の評価づけと指導	→	→	→	→
⑥ 少量排出事業所の適正排出促進制度の創設	先進事例研究 アンケート等の実施による関係者意見聴取 モデル事業実施に向けた検討	モデル事業実施	制度設計 対象事業者への周知	新制度実施	→
⑦ スマートショップ制度を活用したごみ減量指導の実施	食べ残し削減啓発の検討・実施 ごみ適正排出の周知徹底 定期的な調査と指導の実施 ごみ分別アプリとの連動による市民への周知 優良店舗表彰制度の検討 環境フェア出展の検討	→	→	→	→
⑧ 事業系ごみ処理料金の見直し	事業系ごみ量の検証と処理料金見直し検討	→	→	→	→

4 不法投棄対策

	H27	H28	H29	H30	H31
① 不法投棄監視の強化	パトロール隊研修会の実施 事業所や民間団体との協働による不法投棄監視の検討	→	→	→	→
② 関係機関や隣接する自治体との連携強化	警察、県、隣接自治体等と連携した情報共有や監視の実施	→	→	→	→
③ 自己所有地等での不法投棄防止対策の促進	効率的な不法投棄防止対策の検討	→	→	→	→
④ 不法投棄廃棄物の処理	投棄者、土地所有者等への適正処理の指導	→	→	→	→

5 収集運搬業者の許可

	H27	H28	H29	H30	H31
① 収集運搬業のあり方	収集運搬業更新申請受付		収集運搬業更新申請受付		収集運搬業更新申請受付
② 収集運搬業の新規許可の方向性	事業系一般廃棄物量と許可業者の収集運搬能力の把握と検証	→	→	→	→

6 ニーズ・時勢に合った収集運搬体制の整備

	H27	H28	H29	H30	H31
① 効率的な収集運搬体制の検討・整備	収集の前面民間委託化の検討 持ち込みごみ有料化検討 効率的な収集ルート of 検討	→	→	→	→
② 超高齢社会に対応した収集体制の検討	特定の世帯を対象とした戸別回収の検討	→	→	→	→

7 新たな処理方法や資源化の研究

	H27	H28	H29	H30	H31
① 新たな処理方法や資源化の研究	先進事例の研究	→	→	→	→

8 中間処理施設における適正処理と再資源化

	H27	H28	H29	H30	H31
① 環境負荷を抑えた処理施設の運転	規制値をクリアした適正な運転管理の実施	→	→	→	→
② 新たな中間処理施設の整備・運転	「新環境クリーンセンター施設整備基本計画」の基本理念に基づいた整備・運転	→	→	→	→
③ 剪定枝資源化の継続実施	剪定枝資源化の継続実施	→	→	→	→
④ 災害廃棄物の処理	災害時の処理体制や処理方法などの検討	災害廃棄物処理計画策定	→	→	→
⑤ 他の自治体との連携	資源の循環利用、大規模災害時の対応等についての検討	→	→	→	→
⑥ 適正処理困難物の取扱	法令に基づいた適正処理困難物の処理	→	→	→	→
⑦ 中間処理業に関する許可	循環型社会形成の観点による許可の検討	→	→	→	→

9 最終処分量の削減と適正処理

	H27	H28	H29	H30	H31
① 焼却灰の資源化の検討・実施	焼却灰の資源化の検討・実施	→	→	→	→
② 富士環境保全公社への処理委託	富士環境保全公社への処理委託の継続	→	→	→	→
③ 最終処分場の整備・検討	市及び関係者による協議・検討に基づき富士環境保全公社が整備	→	→	→	→

10 効果的・効率的な計画の推進と進行管理

	H27	H28	H29	H30	H31
① 廃棄物減量化等推進審議会による進行管理	廃棄物減量化等推進審議会による進行管理	→	→	→	→
② 市民が参画する計画推進	各種市民調査の実施 懇話会・市民会議等の開催	→	→	→	→
③ 条例・規則・要綱等の見直しと整備	持ち去り禁止条例制定の検討	持ち去り禁止条例パブリック・コメント実施	条例制定・施行・運用	→	→
	必要性や状況に応じた見直しの検討・実施	→	→	→	→
④ 計画を効果的・効率的に進めることができる組織体制の検討	必要性や状況に応じた見直しの検討・実施	→	→	→	→

富士市ごみ処理基本計画 2015－2024

前期実施計画

発行 平成 27 年 4 月

発行者 富士市環境部廃棄物対策課

静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地

TEL 0545-55-2769 FAX 0545-51-0522

ka-haikibutu@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市行政資料登録番号

27－4